

平成 30 年 5 月 28 日

石川県柔道連盟
加盟団体 各位

石川県柔道連盟
審判委員会
安全指導委員会

石川県内大会における「少年大会特別規定」について

現在、県内大会は国際柔道連盟試合審判規定によって行われ、旧規定よりも安全面を重視し、危険な行為に関しては罰則が与えられるように改正されました。これに加え、少年・中学生では日本独自の少年大会特別規定が加わり、より安全面を強化し、実施されております。

しかしながら、本来規定にある「無理な巻き込み技を施すこと」「相手の背部を握ること」に関しては、罰則を与えられていない状態であり、これまでもあった肩等の負傷に加え、技を仕掛けられた選手が頭から突っ込む現象（通称：ヘッドディフェンス・反則負け）が頻繁に見られるようになりました。

そこで本連盟では、選手の安全を最優先に考え、相手選手を負傷させる可能性が高い「無理な巻き込み技を施すこと」「相手の背部を握ること」に関しては、今後厳しく判断をしていくことに決定いたしました。

指導者の皆様方におかれましては、自所属選手の安全に配慮いただくとともに、他所属選手に対しても怪我をさせることのない柔道をご指導いただきますようお願い申し上げます。

なお、「無理な巻き込み技」「相手の背部を握ること」は以下のように定義いたします。

「無理な巻き込み技」

- ・軸足のバネを利かすことなく、体を利用して倒れ込むようにして巻き込んだ技
- ・相手が崩れていない状態で、体を利用して倒れ込むようにして巻き込んだ技
- ・自身が先に腹這いで着地するようにかけた払腰等の後、体重を利用して巻き込む行為

「相手の背部を握ること」

- ・規定通り「瞬間的」（1,2 秒程度）とする。

「試合での罰則の与え方」

- ・必ず合議を行う。
(導入当初は判断にばらつきがでるため、周りを納得させる意味合いも含めて)

「大会での審判・代表者会議での伝達」

- ・審判長は試合前に必ず、本件についての申し合わせを行い、判断基準の統一を行ってください。